

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

臼杵市は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

臼杵市長

公表日

令和3年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	<p>母子保健法及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。</p> <p>(具体的な事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保健指導の実施 ②新生児の訪問指導の実施 ③健康診査(妊婦健康診査、4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児健診・発達相談会)の実施若しくは健康診査を受けることの勧奨 ④妊娠の届出の受理又は届出に係る事実の確認についての審査 ⑤母子手帳の交付・再交付及び交付台帳の整備 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出の受理及びその届出に係る事実の確認についての審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付に係る審査・給付事務
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> ・健康管理システム ・番号連携サーバ ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健情報ファイル ・番号連携情報ファイル 	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第49項 並びに内閣府・総務省令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第26,56の2,87項</p> <p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第70項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども子育て課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども子育て課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども子育て課

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [1,000人以上1万人未満] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
〔 基礎項目評価書 〕		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		〔 十分である 〕 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		〔 十分である 〕 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		〔 十分である 〕 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		〔 ○ 〕委託しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		〔 ○ 〕提供・移転しない <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		〔 ○ 〕接続しない(入手) 〔 ○ 〕接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		〔 ○ 〕接続しない(入手) 〔 ○ 〕接続しない(提供) <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		〔 ○ 〕十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査					
実施の有無		〔 ○ 〕自己点検 〔 ○ 〕内部監査 〔 ○ 〕外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発		〔 ○ 〕十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

变更箇所